

# 公立大学法人高崎経済大学寄附金等取扱規程

平成27年度  
規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大会計規則（平成23年度規程第41号。以下「会計規則」という。）第42条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）における寄附の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 金銭 会計規則第3条第1号に規定する金銭をいう。
- (2) 現金 会計規則第3条第2号に規定する現金をいう。
- (3) 有価証券 会計規則第3条第4号に規定する有価証券をいう。
- (4) 固定資産 公立大学法人高崎経済大学固定資産管理規程（平成23年規程第45号。以下「固定資産管理規程」という。）第2条に規定する固定資産をいう。
- (5) 管理物品 固定資産管理規程第3条に規定する管理物品をいう。

2 この規程において「寄附金等」とは、本学が寄附として受入れた金銭、現金、有価証券、固定資産及び管理物品をいう。

(受入れの制限)

第3条 法人は次に掲げる条件が付された寄附は受入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等を、無償で寄附の申込者及び申込者の親族（以下「申込者」という。）に譲与することとされているもの
- (2) 寄附金等の使用について、申込者が会計検査を行うこととされているもの
- (3) 寄附申込み後、申込者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができることとされているもの
- (4) その他教育研究又は法人運営に支障があると認められる条件が付されているもの

(寄附の受入れ)

第4条 寄附の受入れ手続きは、会計規則第7条第1項に定める会計責任者（以下「会計責任者」という。）が行う。

2 会計責任者は、寄附の申込みがあったときは、直ちにその内容が前条に規定する受入れの制限に該当しないことを確認し、理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告により、寄附の受入れについて決定するものとする。

(受入れの通知)

第5条 理事長は、寄附の受入れを決定したときは、速やかに申込者に受入れを決定した旨を通知しなければならない。

(寄附金等の使途)

第6条 寄附金等は次に掲げる使途にあてるものとし、申込者はこれを特定することができる。

- (1) 学術研究に関すること。
- (2) 学生の教育環境の整備に関すること。
- (3) 学生に対する学資の貸与又は給付に関すること。
- (4) 学生の就職活動に関すること。
- (5) 学生の課外活動に関すること。
- (6) 前各号に規定するもののほか教育研究の奨励に関すること。

2 理事長は、申込者が寄附金等の使途を特定しない場合は、法人の設置する基金にこれを繰入れることができる。

3 理事長は、第1項に規定する使途に使用できないことが明らかとなった場合は、申込者と協議のうえ、当該使途を変更することができる。

(換金)

第7条 会計規則第16条第1項に規定する出納責任者は、申込者から通貨以外の現金又は有価証券による寄附を受入れた場合は、速やかにそれを換金しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合で、理事長が特に認めるときは、当該各号が規定する期間、換金しないことができる。

- (1) 有価証券による寄附の場合において、償還期間が経過する前に換金することにより、受入れ額が、寄附の評価額を著しく下回るときは、当該寄附の償還期間が経過するまでの期間
- (2) その他理事長が特に認める場合は、理事長が定める期間

(有価証券の保管)

第 8 条 有価証券による寄附の保管については、会計規則第 18 条第 2 項に準じるものとする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、寄附の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。